



俄羅斯紀聞二集

三

屬附學大田稻早  
館書圖  
寄第 川田氏寄託  
654  
第 20  
第 二集  
出帶許不外  
ル8  
2994  
13





俄羅斯紀聞二集

第三冊

寒燈推語  
韋大士歸朝記





門ル 87  
號 3038  
卷 13

ル 8 特  
2994  
13

寒燈推語

此編ハ我文化八事末の年ハある。パタニアの做府岩處

風説紀事ト云書なり。パタニアの通譯等々の通譯等

之唱已なり。あま印<sup>イシ</sup>岸<sup>ア</sup>曲<sup>ク</sup>ハ係<sup>ケ</sup>るの大嶋<sup>オホシマ</sup>本<sup>ホン</sup>若<sup>ニシ</sup>氏<sup>シ</sup>哇<sup>ワ</sup>一<sup>イチ</sup>語<sup>ゴ</sup>

巴<sup>ハ</sup>又<sup>マタ</sup>ジマ<sup>ジマ</sup>ア<sup>ア</sup>ラ<sup>ラ</sup> 中<sup>ナカ</sup>ア<sup>ア</sup>バ<sup>バ</sup>タ<sup>タ</sup>ニア<sup>ニア</sup>一<sup>イチ</sup>地<sup>チ</sup>河<sup>カ</sup>蘭<sup>ラン</sup>陀<sup>ダ</sup>の<sup>ノ</sup>所<sup>ショ</sup>有<sup>ユ</sup>と<sup>ト</sup>な<sup>ナ</sup>す

ナ<sup>ナ</sup>の<sup>ノ</sup>所<sup>ショ</sup>一<sup>イチ</sup>く<sup>ク</sup>本<sup>ホン</sup>あり 郡<sup>グン</sup>官<sup>カン</sup>の<sup>ノ</sup>替<sup>カ</sup>を<sup>ヲ</sup>ま<sup>マ</sup>く<sup>ク</sup>と<sup>ト</sup>な<sup>ナ</sup>す<sup>ス</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む

故<sup>コ</sup>ニ<sup>ニ</sup>此<sup>コノ</sup>所<sup>ノ</sup>を<sup>ヲ</sup>假<sup>カ</sup>府<sup>フ</sup>と<sup>ト</sup>す<sup>ス</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む<sup>ム</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む

後<sup>コノ</sup>年<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>を<sup>ヲ</sup>假<sup>カ</sup>府<sup>フ</sup>と<sup>ト</sup>す<sup>ス</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む<sup>ム</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む

大<sup>オホ</sup>事<sup>ノ</sup>通<sup>ツ</sup>河<sup>カ</sup>草<sup>ソウ</sup>ハ<sup>ハ</sup>中<sup>ナカ</sup>國<sup>クニ</sup>の<sup>ノ</sup>使<sup>シ</sup>留<sup>リウ</sup>已<sup>イ</sup>と<sup>ト</sup>な<sup>ナ</sup>す<sup>ス</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む<sup>ム</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>レ</sup>を<sup>ヲ</sup>治<sup>チ</sup>む



呼し召れり。生交唱已と云ふの實ハ其申會ハバリニア  
リ。此地の衙廳ヤウシヤウヲ諸島の船便ナリ知れり。本國  
船ナリヤ。何れと何れ。月次日並と云ふ。雜集し  
法字フウシヤウ創シヤウ印イント云ふものなり。こまハ彼地方の或法  
ト云ふ。若し皆然りと云ふ。此書編ト云ふ。年と歲ト云ふ。豊  
凶と天易物テンイキモノ。高船カウセンハ人の多少且云々の法。乱島政の事  
あると云ふ。あると知れり。年と歳ト云ふ。通編大略と云ふ。後と  
イハレ。彼事多クハ我ト云ふ。解ト云ふ。事多し  
近頃魯西ロシヤと云ふ。松見マツミ拾シヨウの戦乱又伊斯坦イスタン把バ依イの軍

話多し。人の東方トウホウ史シ御ミ日本等子ニッポンノコ傳デンりし。記事ト云ふ。は又  
事あるし。但近來キンライ事コト及ツキハ一イツ瓜哇カワ總督トウツクガインガインデリスの  
事コトハト云ふ。云ハ左子サダコ恩考オンカウ成ナリ交カウへと。解トク録ロクを云ふ  
傳人デンジン四下シヤカの譯ヤク後ゴ拂フキ郎ロウ察サツ玉タマの命ノイノチと云ふ。後ゴト云ふ。云  
及ツキ總トウ印イン度ド事コト行ユクへト云ふ。ルルハガインガインデリスデリス今イマあると云ふ  
す。その語コトバを皆みな譯ヤクして云ふ。云クニハ和蘭ワラン玉タマハ拂フキ郎ロウ察サツ玉タマの  
弟ケイト云ふ。云クニハ其命シノチ今イマ  
大條オホジョウ原書ゲンショと云ふ。其書シヤウと云ふ。約略ヤクラクの和辭ワジと云ふ。又マタ云クニハ此人  
文化ブン化四シ卯ボウ年ネン以下イカドのバリニアバリニア總督トウツクと云ふ。事コトなりし。事コトハ此



編みあふふそんより、去年目と見る此四カトの如く、  
此人の仕事、とくは職任並官の如きを連ね書き、  
これを譯すれば

名譽校群傑出へんシ、ウレム名ダレンデルス。姓 和蘭政  
務官。兼他國職任、諸官各處政議司、及辨郎察  
帝爵大玉軍備國事治務總管。並東方印第亞  
所領總都督。本國王治海陸所備軍令頭目。  
なましるる事とあるなり。其原文ハ

オイトナム エンオフグ、ソンドリンゲン、セ井子、オ、フルテラン

ヘレン、ウレム、ダーニデルス、マールシカル、シ、ホルランド、スワフツ、  
ド、ボイテン、ク、ネン、ジ、スト、ゴロート、コロイス、アム、フ、テ、ナル  
ヘット、コレ、井、グ、ス、ヘ、ド、ハン、エ、ル、テ、ス、フ、ラ、ン、セ、ケ、イ、セル、レー、キ、ス  
ゴ、フ、ル、子、ウ、ル、ゼ、子、ラ、ル、シ、イ、ン、ト、エン、オ、フ、プ、ル、ヘ、ル、ヘ、フ、ベル  
ハン、エ、ス、コ、ー、ニ、シ、リ、ス、ラ、ン、ド、セ、ー、アル、ダ、ル

あるを得、これに左の如くあり、此名、移り、よやく、悪、事、を  
事、を、生、中、疑、を、金、を、拂、出、察、ハ、玉、爵、の、如、く、あり、あ、よ、  
帝、爵、を、を、冠、し、稱、を、ふ、い、う、を、な、る、や、オ、ス、テ、ン、レー、キ、  
熟、ル、馬、流、皇、帝、ラ、ウ、エ、ー、を、抜、し、その、後、ハ、オ、ス、マ、ハ、當、時、  
その、を、如、く、あり、



彼帝號を奪ひしよりあつて和蘭令質問をば知る所し  
 又此の事々の解しめたるは、<sup>カガ</sup>再考を命じ又  
 かしんデルスに拂ひ寄る任せられし官職を和蘭に彼  
 の麾下のものをなりしはあつたや推考の要なきは  
 阿蘭陀に昔より七州一政し一州毎に若政府を建て  
 其州の形勢を應じて其事を通して政務を執行す  
 其府をスタートとしこれを曰ふ者としてスリー  
政務監督  
 とし其政官は府下を守護するものありてスタートは  
府縣  
守護

七州の中はホルラントとふものの二が最も重要なり  
ホルラントに  
即阿蘭陀をいふ所の名は通称なり 右總督の七主は一代限の  
 者にして其くお後をなすは時よりなり諸事を通達  
 するものの中より推考し其事をみせたり此七主  
 其中の高位の者にして政令悉くこれよりおの軍事も  
 結盟も航海互市等の事をあつて司るなりプリンセスは  
 其政府に屬し其事をなすは其令を下し依しむる者  
 とこれ或百年もの大典なりとありあれは夫だあり  
 是ありて亦安永五甲申年の改より此總督も其も二於に命



此に確執起り諸社の事始れり。其故を尋るに、  
君より彼惣督おの幣に感ずり、是より女子威權  
がなを悔に彼等より自らの政令に俟せ日人をして  
多し伊祇利頃みよこれと推量し我邦に世事をと道  
せば兵を遣はし惣督を退け自らの王をたえ  
と欺きまゝし事を謀りしは始り惣督等已に此  
惣謀を知りて本年諸社をあるも民も惣督をみよ  
と二つはまられり安永九年より伊祇利頃戦争  
とあるとあるよ云々の事ありく伊祇利頃賊を既れ

る事多國より計謀の成らざるに怖れたり是悪逆の  
こと増し先づ暫くこれを和して時をたへ宿念を  
遂人より舟心惣督等あり論より云々の事ありて  
天明二箇年の以伊祇利頃と和睦す志ありて諸民  
も王の邪心と怨を叛く者多く遂に在任する  
事とありて曰く本年十年春をとお奔し、  
上隣りボロニアの海に逃れく、  
備に在るのち利り、  
の縁有らぬなり、  
送兵をかり催し、  
大に利をた



初位を復したる。この時を幸し前年より後をさす。總  
 督等と存する。追討中、依て是等も拂向軍國を巡  
 ぐる中、強りあるもの八九年の間、是を主の領、  
 脈一長、志あるは拂向軍に逃れ、かゝる者、  
 亦、亦の助勢を以て寛政七か年、再か存、  
 此、此國王利を失ひ、官を制れ、  
 此、此國王利を失ひ、官を制れ、  
 此、此國王利を失ひ、官を制れ、  
 此、此國王利を失ひ、官を制れ、

伊祗利、  
 利、  
 伊祗利、  
 利、  
 伊祗利、  
 利、  
 伊祗利、  
 利、  
 伊祗利、  
 利、  
 伊祗利、  
 利、



と何事か託あるの代りなきしとあり此を主拂ひ家との  
兄弟の内なりといふ文化古辰の八月長後挿入し  
伊祇利浦船との世なりといふ

此より後何事か託あるの代りなきしとあり此を主拂ひ家との  
兄弟の内なりといふ文化古辰の八月長後挿入し  
伊祇利浦船との世なりといふ

文化古辰の八月長後挿入し  
伊祇利浦船との世なりといふ  
此より後何事か託あるの代りなきしとあり此を主拂ひ家との  
兄弟の内なりといふ文化古辰の八月長後挿入し  
伊祇利浦船との世なりといふ



此し其の中始りし事より知るに、日東に今も往く有るに、  
り未嘗て斯年の所、伊祇利頭より攻戦せし、他方の領地敷  
く玉より侵掠せられ、且、日土く内乱を起し、前文の如し  
く、少くもは、是年、同邦、疫癘、死の上、兵威、終、盛、あり、拂、  
あ、る、り、想、昔、昔、身、を、事、也、遂、に、其、事、を、事、を、事、を、事、  
と、多、れ、は、自、ら、拂、  
心、る、其、事、王、統、の、王、に、事、を、事、を、事、を、事、を、事、  
と、事、を、事、を、事、を、事、を、事、を、事、を、事、  
國、を、事、を、事、を、事、を、事、を、事、を、事、

遠く東方の北ありて、深く秘し、  
この名所を、  
貨物の多く、  
この事、

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



千八百八十一年四月廿六日刊行

④

一 近々敵アンゲリヤ細く此地を奪ふべしと云ふに付  
 くハ徳寺上陸のうへ若御府の貨物を奪ひ取我魔  
 下の者英おんおと争ひする事何んおる彼等抗運の能  
 事物をも船中積の處を間隙を時を争ふ事多  
 徳千八百七十年キリワセ<sup>地</sup>の地おれく如新事有  
 りと今高ををきり且その抗運を破り又その日職は  
 不耻しく其貨物を交へる者も今如新不承と為

一 べいらーの人の為に誣せられたる事

一 我魔下におく及女を住するおんを勿論歐羅巴人支  
 隊人よりよ敵女地を在る中彼ハ我官の貨物石火  
 矢武器出資の留地を外何れも取らん敵の争ふに交  
 或ハ賣買おれぬ事あり

一 ハンニアサラング<sup>地</sup>ソウラバヤ<sup>地</sup>三所備の首官の名系  
 此の中の諸商官を排りて後人等も格別ニ林を以て  
 敵に指圖しよく止むと云ふ私より御府の貨物  
 として此の支配の備えと云ふ能く解きし或ハ運送せ



事

一此命より前より何れに限りて伊府の貨物を敵の手にとるに  
支成りて賣置ししを運送及船底しし加まりしころ若し  
ハ聊ハ許さる死罪に成る所ハ又伊府の貨物を何れに  
托く之知ししころ速に是を以てし伊府の伊府  
に改む所ハ

一文官武官の者よりしるを命するに先伊府の  
貨物と何れに運送ししある所ハ其の押入る所の  
なるの死罪に成る所ハ其の押入る所の

ハ一訴し

一板子に付る者ハ人々米穀の力賣を命する所ハ又  
其の押入る所ハ其の押入る所の  
敵兵の糧食とする所ハ

一諸貨物中買の者ハ其の貨物を命する所ハ人  
敵に一取ししころ其の押入る所の  
背く所ハ其の押入る所の

此件ハ皆人々ハ其の押入る所の  
の東方同如東の方ハ阿蘭陀語ニハス語ニハ其の押入る所の



少子札を達諾人より示す者也

阿蘭陀 八百一十二年四月十七日

少子札

ハルニシウケルレムダンニリス

印

少子札を達諾人より示す者也

ハルニシウケルレムダンニリス

西九月初解

① 八百一十二年三月八日ヤールハル行

吉雄控し

魯西要の軍勢トナウ河の向子少子張ヤール後

ペトルス・ヒエルクより七月三十日此後を書おせり

都児格降我の後魯西要勝利を以てルコたひ子敗

少子 トラシスよりコリアへ送る成り

*Faint bleed-through text from the reverse side of the page.*



文化九 壬甲 飯朝良在為の受書格草

一 フランツイアの今の王ハ親父ハ背を継て賣るる者の  
子腹に出世しハフランツイアを治し己り王なる事  
由

拂ハフランツイハ拂國空國多ク魯西也ハフラン  
ツイアと呼ばしゆクノ當王の事跡ハ昔々後  
るや多と知る

依ハエギリスハラロニアとフランツイアと羅馬に改る  
由軍起りし由

按ハエギリスハ伊祇利頂多ク魯西也ハアンケリ  
と呼ばゆクノ羅馬にハイルムと云ふ事ありし  
此ハ<sup>帝者</sup>帝爵と云ふ事乃羅馬の事なり即ち魯西  
亞也此は法外通稱ハ本ハ帝ハイルムと云ふ事  
ありしゆクノ日本永正十一年少阿多事年彼  
ルハシリウスハイルムスル者羅馬の帝即セルシニアの帝の事  
ニキリマンと云ふ事ハ親睦しハ遂ニ封  
受テ帝位と稱しえ事ありて永正永正  
互ハお疾ふ事ハの初と云ふイルムペラトの事



時々故より當今帝君の政羅巴洲唯入尔馬  
泥虫莫斯哥未世の二の之凡そ威徳隆盛  
しき諸少を臣彼をよの大のまふ此の  
以て

此のフランツイ考の務を其軍に負人  
にフランツイを銀は此のオロヤの軍大  
買入軍路を展ぶ軍路にオロヤ方より  
の務をやオロヤの方の負人といふ  
負てフランツイを展ぶ軍路に負す

フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す  
フランツイを展ぶ軍路に負す

按て考の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事  
其の務交易の事

本文



ロシアの方を以てより考の跡儘キルヤオロシアの方  
ハ負人といふに可解なる解或ハ考  
の跡不儘といふハオロシアを全銀を負人任めよ  
考跡をフランスと為るに止し味方の兵糧儘の  
めり事といふに敗北の形を考しといふ事や  
コロシアに云ふ解一の事似たり一あはれと云  
推考するに魯西史ハ帝爵のむかり拂ひを以  
王爵のむかり印ゴロートコロニシテ大まき事  
公を帝と云ふの位は長き故にロシアと接戦し

彼魯西史の帝位を奪人しと云ふは或ハ其帝  
爵の封を與人するより起れり魯西史  
爵は必ずアル瑪泥史兄弟のむかりし事  
の次第ありて是等号を移し中本ありし事  
ある事なるハ歐羅巴洲ニ帝爵國アル瑪泥史の  
と云ふ事ありとあり本文ハオロシアと云ふ和  
睦のらくロムへトルを許しと云ふ事と云ふあり

此説ヤハのハリニア總督ゼネラルガーンセルスウ官在中ゴロ  
ートコロイスアラフテナールハンヘフトコレ井グスヘードハン  
ル・テス排部察フランセケイセルレーキス帝爵  
譯曰「排部察帝爵國  
軍備國治務總督」



訖せふとのふり合し今時一有きのはたすり帝  
高野をありしと命なり

此の対フランスとトルコをオロシヤの軍大将ハ正金銀を  
惜<sup>惜</sup>み<sup>あり</sup>軍大将たる軍負人より召金銀を初し考  
へ買取らぬをこし一軍は後をこしとて由あり  
此一世界は物取の者ハオロシヤとあり今述後オロ  
シヤと打たしむる一世界ハ我物ありととて  
かし然ハオロシヤよりフランスは後ハ一世界ハ  
二万甲の一毛とみん<sup>梅子西羅巴佐州の事なり</sup>とて思ふなりハ阿んやと

唯皇位はるは後ハ一とあるなり也

右のフランス フランスとハ仲直りのことハエラトル  
とハエラトル エギリスの事ハ仲直りハ唯エラトル  
ハ中エギリス フランスと フランスと 三ありハ位を争ひ軍  
止事ありしことハ有る也 <sup>梅子士申の年</sup> フランスと フランスと  
仲直りハ大軍ありしことハ是ハ有る我お彼  
よお既後ハ有る其状を知らん

梅子本天片とて有る事ハ是ハ有るなり也  
此は後ハ有る但し其事ハ後身の様審とて有る



事之盛衰の

乙亥秋七月十六日騰寫竣

佃庵史離子識

幸大夫歸朝記

伊勢國白子村神昌丸船次幸大夫史口上之書

赤人通詞

乙酉日トコロコフ

平九月三日昼八時頃ニハラサ沖へ大船を被おくる人々あり直ニ  
帆を下ケ掛り居何方へ眼共おれふに心ハシク船次  
船次及ておれ者人々を尋ねておれとあり船次大  
津船放しおれ者之志也船次其の志人々を尋ねておれ  
小舟七艘以ニ存し船次船次母ハハラサ二陸一ナリ船次  
船次見届ニ船次其の志也船次其の志也船次其の志也



































寛政中、延享二年、三月廿五日、松平家老、不才、秋左、と通

一、才口、ア、廿月、十七日、若、館、ヲ、知、云、廿日、松、平、三、河、右、衛、門、  
ハ、ツ、時、有、リ

一、ア、タ、ク、使、者、 与、中、若、主、途、ノ、所、ニ、大、船、取、合、と、述、  
云、云、以、テ、松、平、人、或、人、当、人、其、ノ、伊、勢、也、と、云、  
在、此、者、皆、其、史、考、人、也、其、ノ、故、合、松、平、人、由、松、平、七、右、衛、門、  
男、次、人、也、と、云、

一、唐、方、に、通、利、是、其、故、也、  
下、之、物、亦、係、一、松、平、物、也、云、云、  
改、唐、中、ハ、ア、タ、ク、大、船

此、其、附、書、院、ノ、前、也、  
是、一、ノ、松、平、也、余、リ、  
一、唐、法、人、松、平、才、口、ノ、人、白、毛、松、平、  
物、亦、係、其、史、考、人、也、  
云、云、上、下、ト、云、也

一、才、口、ノ、人、面、體、鼻、等、等、赤、白、赤、換、白、ノ、氣、色、ノ、換、  
成、其、ノ、一、ノ、十、七、七、也、  
一、細、言、面、體、白、リ、赤、男、ノ、由、是、其、史、考、人、也、  
一、松、平、家、老、ノ、久、松、平、也、











かゝる也 一ツは我々の姓名文に似てゐるもの  
通しかゝるやうく多く文字ははるばるを  
一ツの失意を生ぜしむるやうに  
及びあつては皆通しあつては皆通し  
と云ふ也

早稲名乗りの文字多し文字より平らなるを  
オロシア人か松あへ贈り給

一 緋羅紗 一卷 蘇黄羅紗 一卷 兜羅紗 黄色 一巻  
一 日赤地 一巻 カミト 一巻 蘇黄 一巻 天鷲 鶴 付 一巻

赤草 一枚 深草 一枚 黄草 一枚 硝

子鏡 二 硝子 ヌツ子  
以上松を所 トクリ十巻



工藤萬幸宛書

松前侯の醫者貞米田元丹丸事可法弟也寛政五  
年癸丑七月十六日君命ありてヲロシヤの漂流人等  
を運送せしむるに松前城よりおまへ八月十七日江戸  
江戸より日数三十一日也左にありて是より我より至  
るに年寸すゝの証書例ありて十日をより日数に  
おのこすし

一 孝の美事のお書おありて

一 元丹丸の物語天保二年十二月十三日志州島田浦



お帆渡法印の七月廿の昼河野アミシイツカ着未七月十  
八日アミシイツカお帆オロシアを海上千四百里未八月廿  
三日カムシヤツカハ津申ノ六月十五日カミシヤツカお立山川  
行程三百七十里申ノ七月初日千ギリノ夜客数百  
五十軒申ノ八月朔日千ギリお帆海上八百里申  
八月晦日オホツツカ申ノ十一月九日ヤコツツカ着申  
十二月十三日ヤコツツカお立二千四百八十六里酉二月  
七日イルコツツカ着此客家数二千二百軒程ノ事也  
大名トシムラ 冬冬人ニ取ある通詞日本人の事也

役人アタムノ親「キレル」左ノ千此初ニ長住亥ノ正月十日  
イルコツツカお立行程五千八百廿三里ペテルブルカ名二月  
廿九日此初王城也亥ノ十月廿六日ペテルブルカ名  
立五千八百廿三里子ノ正月三日イルコツツカ名子、五月  
廿日イルコツツカお立下リ川二千四百八十八里子、六月  
十九日ヤコツツカ名子ノ七月二日ヤコツツカお立、八月十  
十三里子八月三日オホツツカ着子、九月十三日オホツカ  
お帆海上千九百八十里子、十月九日松子の領子モロニ入  
津但し日本ノ九月三日也ペテルブルカ名子モロ出也



陸行程二万三千九百九十四里但し日本七尺八分  
一間は五尺間は一里トス

子モ只八東航美ノ舟ツキノ地名ナリ

概  
大槪三  
半ニテ  
同ノ一  
相當ス

多の草樓は二一里ハ三百五十四丈也我國ノ九町  
八合三ノ十ハ大概十町弱ト云フ二萬三千百  
九十四里ハ日本里數六千三百三十九里四分一才  
ホフカハ子モ只マテ海上千九百八十里日本里數ニテ  
五百四十里餘ヲ除ケハ魯西亜ノ陸地日本里數  
五千七百九十五里餘ト知ル然ルニ此海歷スル里數

ヲ計ルニカミシヤフケヨリ海陸ベテルブルカニ至ル惣里數  
壹萬四百九十二里ト見ユ里數相違セリ記シノコセ  
所モアルハキニヤ

又按スルニ「カミシヤフケ」ト云フ國ハ昔ヨリ松之前人ノカ  
ミサカ「トイヘル國ノ一ナリ長崎人ノ加模西葛  
杜加トイヘルナリ近來松前人ノ唱フルハ「カンシヤフケ」  
トイヘルモアリ「セオガロヒ」ノ説ハ此國往昔日本ニ  
干シタル魚ヲ貢セシニヨリテ「右ヲ得シトアリ」古來  
ヨリ「カラサケ」其國ヨリ出ルトイハ「カ」カラシヤフケトイ







常におあはれくして晝夜の辱えをし八月の末  
晝夜辱の辱えを

押すも夜國おちあきあふれいたしあはれを  
おしあふ八月後晝夜の口あちをいしや  
甚短く僅くあつしをさるるる

又押すも夜國書よりヤリコイしといふも日本  
人漂流せり哉接音して一節を智之書後  
るし世に日本国を通するを考へすといり  
即ヤリコイしとヤコウツカるる

この書は漂流人の物語といふことよりツカあ口日本人の漂流あり

一日本通の國中を七人全を考へすの漂流を考へ  
せよといふことありといふ

一異國人の書後を考へし。いふ人言言を考へて  
の書法を考へし。あつしを考へて書法を考へ  
いふれが書後を考へしといふ

一物名國といふことあり。いふ人の書法を考へし。いふ  
一食料の書法を考へし。いふ人の書法を考へし。いふ  
貴いのかは牛を多く好む我々の書を考へし牛











僧塔對法志を其約を極めたる由りも尋ね表は如  
むあるをよきと紀しては分致す。あるれは其約を  
以て約に定まるとし、婚約成結ぶ之既し嫁し了後雖  
別すれは夫の妻と堅くす。且縁せす夫の如く  
死する時三年後始て嫁娶す

一昔は死刑を今とすし、刑罰答權を是より其是を  
あつくりは其年若くは、如く深遠人なるは、  
たつとす

一コレヤの官人たるは、皆此方の商人の代の惣成者  
を以て監査する。老中若老を以て惣長とす。嫁め夫の  
後人皆代切り人の器量を以てし、官に在ら  
ざるは此方の深遠人を以ては、此方ハ、  
口を以て代切り七十人、大舗店の主は、此舗店の  
カネの代に領する。其後、其方ハ、  
店に主たるは、此代人とす。此方の  
老才は、此方ハ、若くは、大舗店に  
官物に、此方の、  
コイアツブキは、此方の、  
銀子万枚二万五千枚一万五



千枚二万枚以下の敷、皆老中、少将以下の結屋  
の敷ありといへば、越前土高のあかき、赤く、商人あり、其  
内、いふく文武の官成、目するあり。

一越前、國中をふすくありし、松、杉、檜、柏あり、大木  
ありし、五穀あり、孝斗、之、雑草、あり、孝斗、すく  
ありて、日月、あり、用ひ、す、佛、堂、或、土、農、産、の、折、ありて、  
用ひ、す、土地、の、廣、大、あり、す、れ、い、ふ、く、ありし。

一佳節の事ありし、五、節、句、且、元、旦、多、文、の、祝、事、あり、す、り、  
生、辰、忌、日、佳、節、あり、す、り、是、れ、と、國、中、を、越、前、一、後、い、ふ、く、  
す、り、と、い、ふ、り、す、毒、草、の、敷、あり

一此の昔人の腰との衣と、肩、腰、以下、を、衣、と、着、す、袴、と、  
細、く、後、に、垂、り、

一日、春、通、洞、と、も、南、江、を、也、知、る、江、流、や、し、い、南、江、の、人、丸  
生、後、に、江、原、人、南、江、の、人、丸、し

一各、種、の、中、ユ、ゴ、ヨ、の、類、を、放、し、て、自、を、し、衣、と、衣、  
め、し、む

一紅毛人、毎、歳、夫、易、カ、カ、あり、す、り、珍、奇、の、物、と、日、本、を、見、て、い、ふ、  
物、甚、多、し、日、本、の、衣、近、を、問、い、ふ、る、事、を、國、を、江、也



そくむらう... 船乗地より松あり  
... 船乗人の多量... 城あり  
へ... 日本のもて... 交易あり

一鳥雁夏甚多し音に... 甘受るる

一日本のもて... 女方の人参のとし... 物人...  
... 米石の價金... 金... 金...  
... 志... 志...

... 常... 常... 常...  
... 常... 常... 常...  
... 常... 常... 常...  
... 常... 常... 常...

一... 船... 船... 船...  
... 船... 船... 船...  
... 船... 船... 船...  
... 船... 船... 船...







らるるに

一カミシヤツリ オロシヤの商買するおしはるるをりしるるを  
黙はれとよりとるるを等の事とより

一千キリを好する

一オホツカ 津より物おの時よ此おするお帳するし

一エリコフカより 物城へたしブルカへ行時馬車子駕車日  
行百里目眩し腸胃顛倒して堪えなしこしは仍てキ  
に定井千の車をの志くのせりし車上平穩しし身  
體動揺するともなし此車制度精巧三百金も費

すゝ

一アテム佩刀ハ紅毛乃劍と向しく互強多るをなく夫等  
ヒラくしし志おひ多様より一戸中りの後ろ徳り口  
附るは此の若く附る佩刀とあつるを

一幸おとる経流ハ月よりアヒシるも云る徳より  
より皆懐く陸よあふんとする時徳人大路より或え  
建ハキキ老く夜又の如し鬼を徳りや所んを大を  
なる時よくは物を持ておるすつくんを  
船大をく急し押おす命を御らるるいあをせん







賞す。精より外にありしもの故に精より見えし物  
又其の意を破す。其論より事よりシロヤの配下  
属す。故よりシロヤ人のあつた酒衣を料するん  
故に精よりあり

アヒレクワカレハアリ  
カギノ属す

一 此物長年事、其の三年卯の七月より、同七年未の七  
月迄在り。オロシヤ人精より事よりて者より事よりと見え  
り。故に人々、尋く日本の漁人なる故に、  
ひてカレシヤツケ、  
一 不モロエ事、人々、  
腰にたぬの故に、

ツ、佩り、七寸を片、二寸半、筒先、  
中り細う、  
國の人、鉄炮も、  
指し、兵器の精利、  
こ、  
一 松あり、

一 松あり、  
我、  
一 松あり、

一 松あり、



のそみかちとあつて忽ち出立を遂げ候へども  
なごきし候とあひく船ももつたる甚欲はる  
船へしが傍の人より命を尋ねし事あり  
改船の國  
より候及楫を成法あり詳し國書

昔を更に出書

一 天保二壬寅年十二月十三日登雲の時志州多雨浦船  
渡河沖に振痛夫より柱を切り西北風を感じ辰巳と  
流行伊三國大船少くも感え候事夫分大海を渡  
渡河大風ニテ月お止し事八月名流卯の七日廿日登  
云フ時アにシキツカシと申す人候分候に流付アセ  
右候痛抱切り候ヨリトモ一候り堀に改帆を懸けテ  
人ニ色々洞ヲ整引七候と十二風子候に危しと流付  
船千石向石積紀州橋邊候者少くも石積控両ハサシ



ニワニワ多分少上磯は是分オロシヤノ月日と用  
未七月と之磯居同日十八日アノシノ力船仕海上千  
四百里 オロシヤノ一里ハ五ノ百アリ一圃ハ  
日ナリ由尺ニテ七ノ尺アリ  
未ノ八月廿三日カニシヤツカノ入船故ス  
中ノ六月十日カニシヤツカカニシヤツカノ分道法  
三百七拾里

申ノ七月朔日チキリ故為

日八月朔。千キリカ帆海上八百里同日晦日ニオホツカ  
故ノ船

日九月十二日オホツカ故カニ道法千十三里

日十一月九日ヤコラツカ故為

日十二月十三日ヤコラツカカニ道法千四百八拾六里酉

二月七日イルコラツカカイルコラツカカノ多敷カ千成る

斗リ大名ニ既有り通和ノ日本ノ子供役人ノ親父

長ル 役人ノ親父トシテカニ後人引  
ツ子モトニ事ト後人アツルノ一ニ

亥正月十五日。イルコオツカカニ道法千八百二十三里。テ

ルカカカニ天下ノ故 此如ク九月辰日十一月廿六日。ペテ

カカカカニ道法千八百二十三里。子正月三日イルコラツカ



有同五月廿日、ルコラツカおま下り川、武千四百八十五里  
 同六月十九日、ヤコウツカ、名同七月二日、ヤコウツカおま及  
 法千拾三里、同八月三日、オホツカ、名子九月十三日、オホ留  
 法、お帆海上子九百八拾里、同十月九日、松前、東美地子、口  
 法入船、名、日、岸、九月三日、ナリ、道、渡、日、武、百、三、子、百、九  
 十四里

丑ノ五月七日、船、高、時、子、口、法、お、船、同、月、八、日、昼、七、ツ、時  
 箱、船、一、名、住、名、丑、ノ、六、月、十、七、日、船、お、ま、住、同、月、廿、日、松、前、  
 城、下、一、名、住、名

孝女史 天里國人ノ口述

伊勢國白子百姓 孝女 船外 昌凡 人 数 名 前

一 船外 生國 伊勢 白子 村 差 松 百姓 幸女史 四十一歳

一 賄方 日方 七市 四十六歳

一 水主 日方 豊吉 二十六歳

右三人ノ者、母、後、物、住、名、  
 生、七、伊、勢、後、生、村、百、姓、  
 作、法、所

一 卯年七月廿三日、アミシイツカ、身、病、死

一 船才 想、賄、  
 生、七、伊、勢、白、子、差、松、百、姓、  
 三、五、所



卯年八月九日尸之シイツカニテ病死

一 兼嘉崎方 同 兼嘉村百姓 治良三郎

同 廿日 同 杉本 同 所

一 船主 同 伊豆カ浦村百姓 安五郎

同 十月十六日 同 杉本 同 所

一 同 同 白子村若松百姓 清吉

同 十二月十七日 同 所

一 同 同 伊勢志ノカ濱村百姓 長治郎

同 十二月廿一日 同 所

一 同 同 白子百姓 若助

辰年九月晦日 同 所

右七人 志アニシイツカニテ死

一 焚 同 若松百姓 与惣寺

申年四月廿日 同 所

一 水主 同 伊勢カ濱村百姓 勘太郎

同 四月十二日 同 所

一 同 同 白子村百姓 若藏

同 五月廿六日 同 所



右三人ノ者カミシヤツカニテ死

一 船主 同白子村百姓

九左衛門

亥年五月十九日イルツカニテ死

一 同 同所

亥八

卯年七月船中ニテ死

一 同 右同所

庄孫

一 同 右同所

新孫

右有ノ者病氣存イシウツカニ残居

オロシヤ人人数名所

一 役人 アカム キリロイチ ラフクミン

一 船頭 ワシレイフヨエトロイチロフリヨフ

一 通詞 日本人ノ呼 正ゴレイウノイチトゴレヨフ 正ヨミイウノイチ、トコロヨフ

一 役方 日本人ノ呼 イウヘリパイチ、チタラベジニヨフ

一 小船頭 ワシレイチワノイチ、ヲホレリフ

一 同役 フイリホエキ、モイナムホヘツレフ

一 次主役 シヤハリンリミテシ

一 同人 同次年アツケシと云々

一 商人 ウラスニキワルイチバゴフ



一日 イワンキリコシイ千ボロモシノイ

一 城主 三拾五人

一 伊勢國白子百崎身尾船

一 船頭者伊豆口遠、越丸通

一 赤昌丸 右目凡  
千名積 船中人 数十六人 乘伊上米積入お清寛

年十二月十三日 伊勢國白子村お船伝お後河津三

船風子遠帆柱桅お痛勿漏積入お荷物おを控候し候

流伝お卯年 九年三月二日 日本曆お持伝お辰  
年すハラゴシヤ曆お 七月廿日

おシシイフカ、中候、伊豆傳候、白お、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

米二十外ニ在物お、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

船小船中、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

七月十八日 右邊城お船伝、同年八月廿三日 オロシヤ

カニシヤツカ、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

六月五日 同お船伝、同年七月晦日、千キリ

お船伝、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

お船伝、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

お船伝、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通

お船伝、お船伝お後河津三 船頭者伊豆口遠、越丸通



おまき回二月廿九日ペテルブルカに去

寅ノ十二月十三日全回ワ時志州<sup>漂湯五箇月</sup>羽浦お帆卯七月廿日  
全回ワ以穴塔ア<sup>十三日</sup>カ一<sup>十三日</sup>多第七月十八日ア<sup>十三日</sup>カ一<sup>十三日</sup>  
帆海上<sup>十九日</sup>シヤ及程千四百里未八月廿三日カ<sup>十九日</sup>シヤワカ入  
津申ノ<sup>十月</sup>六月十五日カ<sup>十月</sup>シヤワカおまき<sup>十月</sup>半<sup>十月</sup>道<sup>十月</sup>法<sup>十月</sup>三百七  
十里申ノ<sup>十月</sup>七月<sup>十月</sup>朔日<sup>十月</sup>家<sup>十月</sup>敷<sup>十月</sup>百<sup>十月</sup>三<sup>十月</sup>十<sup>十月</sup>  
ギリお帆海上八百里申ノ八月晦日<sup>十月</sup>オホ<sup>十月</sup>ツカ<sup>十月</sup>おま<sup>十月</sup>及<sup>十月</sup>程<sup>十月</sup>千<sup>十月</sup>拾  
三<sup>十月</sup>里<sup>十月</sup>申ノ<sup>十月</sup>十一月<sup>十月</sup>九日<sup>十月</sup>ヤ<sup>十月</sup>コ<sup>十月</sup>ラ<sup>十月</sup>ツカ<sup>十月</sup>お<sup>十月</sup>ま<sup>十月</sup>申ノ<sup>十月</sup>十二月<sup>十月</sup>十三日<sup>十月</sup>ヤ<sup>十月</sup>コ<sup>十月</sup>ラ

ツカおまき<sup>四月</sup>八<sup>四月</sup>拾<sup>四月</sup>五<sup>四月</sup>里<sup>四月</sup>酉<sup>四月</sup>二月<sup>四月</sup>七日<sup>四月</sup>イル<sup>四月</sup>コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>此<sup>四月</sup>此<sup>四月</sup>  
家<sup>四月</sup>敷<sup>四月</sup>二<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>八<sup>四月</sup>百<sup>四月</sup>軒<sup>四月</sup>程<sup>四月</sup>小<sup>四月</sup>多<sup>四月</sup>由<sup>四月</sup>大<sup>四月</sup>名<sup>四月</sup>ト<sup>四月</sup>云<sup>四月</sup>ツ<sup>四月</sup>ヘ<sup>四月</sup>キ<sup>四月</sup>人<sup>四月</sup>ニ<sup>四月</sup>致<sup>四月</sup>有<sup>四月</sup>  
通<sup>四月</sup>回<sup>四月</sup>と<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>奉<sup>四月</sup>人<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>供<sup>四月</sup>親<sup>四月</sup>父<sup>四月</sup>居<sup>四月</sup>亥<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>正<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>十<sup>四月</sup>夕<sup>四月</sup>イル<sup>四月</sup>コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お  
ま<sup>四月</sup>及<sup>四月</sup>法<sup>四月</sup>五<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>八<sup>四月</sup>百<sup>四月</sup>二<sup>四月</sup>十三<sup>四月</sup>里<sup>四月</sup>二月<sup>四月</sup>廿<sup>四月</sup>九<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>ペ<sup>四月</sup>テ<sup>四月</sup>ル<sup>四月</sup>ブル<sup>四月</sup>カ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>道<sup>四月</sup>法<sup>四月</sup>五<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>八  
百<sup>四月</sup>二<sup>四月</sup>十三<sup>四月</sup>里<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>正<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>三<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>イル<sup>四月</sup>コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>五<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>廿<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>イル  
コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>下<sup>四月</sup>リ<sup>四月</sup>川<sup>四月</sup>或<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>四<sup>四月</sup>百<sup>四月</sup>八<sup>四月</sup>十六<sup>四月</sup>里<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>六<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>十<sup>四月</sup>九<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>ヤ<sup>四月</sup>コ  
ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>七<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>二<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>ヤ<sup>四月</sup>コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>道<sup>四月</sup>法<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>十<sup>四月</sup>三<sup>四月</sup>里<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>ノ<sup>四月</sup>八  
月<sup>四月</sup>三<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>ヤ<sup>四月</sup>コ<sup>四月</sup>ラ<sup>四月</sup>ツカ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>ま<sup>四月</sup>子<sup>四月</sup>九<sup>四月</sup>月<sup>四月</sup>十<sup>四月</sup>三<sup>四月</sup>日<sup>四月</sup>ツ<sup>四月</sup>ホ<sup>四月</sup>ツ<sup>四月</sup>リ<sup>四月</sup>お<sup>四月</sup>帆<sup>四月</sup>海<sup>四月</sup>上<sup>四月</sup>千<sup>四月</sup>九<sup>四月</sup>百



八七里字、十月九日三十七日松あり領子モロハ津但日本ノ九月  
三九ナリベテルガルカノ子モロト七月集海陸各情此方三千百九  
十四里但日本ノ七月八分ヲ一箇トス五百箇ヲ以テ一里ト  
ス  
丑六月七日松あり時以子モロカト丑六月八日昼七時以  
松あり箱館ノ名曰六月十七日松あり時以子モロカト六月廿  
日松あり福山城下ハ名也

乙亥秋七月十有九日騰寫畢

伺庵鏡屈子識

此書卷末録俄羅斯國字今以其衆夥不可具  
録且字畫不楷正傳寫必至失實故不載聞某  
人獲俄羅斯國字書而藏弄之其書猶西土有  
字彙字典俄羅斯字略盡于此當俟異日就詢  
問之乙亥七月十有九日伺庵鏡屈子又識



